

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 10 月 14 日号 (No.385)

I. 重要法令等の解説

1. 「『ネットワーク安全法』の改正に関する決定（意見募集稿）」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

II. 注目法令等の紹介

1. 「ビジネス環境のさらなる適正化及び市場主体の制度的取引コストのさらなる低減に関する意見」
2. 「ネットワーク情報部門行政法執行手続規定（意見募集稿）」
3. 「情報安全技術 ネットワークデータ分類分級要求（意見募集稿）」

III. その他の法令等一覧

本号編集責任者：江口 拓哉

I. 重要法令等の解説

1. 「『ネットワーク安全法』の改正に関する決定（意見募集稿）」¹

国家インターネット情報弁公室 2022 年 9 月 12 日公表 意見募集期限 2022 年 9 月 29 日

執筆担当：崔 北媿、塩崎 耕平、五十嵐 充

今回の改正意見募集稿は、ネットワーク安全法²が 5 年前に施行されて以来初めての改正案であり、2021 年に相次いで改正・制定された行政処罰法³、データ安全法⁴及び個人情報保護法⁵との平仄及び調整⁶に焦点を当て、ネットワーク安全法の持続的な有効性と進歩性の確保を目的としている。

改正内容としては、主に法律体系相互の連携及び協調を図るとともに、ネットワーク安全法の責任制度をさらに強化・改善することに主眼を置いていることが窺われる。また、形式面では、複数の違法行為に係る条項を一つの規定に統合し、法執行の尺度及び基準を統一しようと企図している。

2022 年 9 月 12 日に公表された「『ネットワーク安全法』の改正に関する決定（意見募集稿）」（以下「本改正意見募集稿」という⁷。）は、主に現行の「ネットワーク安全法」（以下「現行法」という。）第 6 章の法律責任に関する部分（ネットワーク安全法 59～70 条）に対する改正案となっている。重要な改正点としては、処罰類型が追加され、「違法行為があり、情状が特に深刻な」場合の罰則として、個人情報保護法と

¹ 原文「关于公开征求《关于修改〈中华人民共和国网络安全法〉的决定（征求意见稿）」

² 本ニュースレターNo.238（2016 年 11 月 25 日発行）をご参照。

³ [本ニュースレターNo.346（2021 年 2 月 12 日発行）](#)をご参照。

⁴ [本ニュースレターNo.354（2021 年 6 月 25 日発行）](#)をご参照。

⁵ [本ニュースレターNo.359（2021 年 9 月 21 日発行）](#)をご参照。

⁶ 「『ネットワーク安全法』の改正に関する決定（意見募集稿）」について説明

⁷ 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、また、正式に制定されるまでは法的拘束力を有しないことに留意されたい。

中国最新法令〈速報〉

同程度の罰則を規定すると共に、ネットワーク安全法上の特定の違反行為に対して個人情報保護法及びデータ安全法に規定される罰則を直接に適用できるようにしている点が挙げられる。特に、本改正意見募集稿で追加された、個人情報保護法の罰則と同様の売上高を基準にした罰則の規定は、違法行為への罰則の金額が飛躍的に大きくなる可能性がある点で、実務上注目に値すると思われる。詳細は、以下のとおりである。

(1) 行政処罰等級・類型の拡充

ア 処罰等級の細分化

現行法 3 章 1 節では、ネットワーク運用の安全に関する一般規定に違反した者に対する処罰規定が存在し、①違反した場合の是正命令・警告（一般処罰）及び②是正・警告を拒否し又は情状が重い場合の二段階の処罰が規定されている。

本改正意見募集稿では、これらに加え、③「違法行為があり、情状が特に深刻な場合」の処罰を規定し、処罰等級を三段階としている（1 条（現行法 59 条～62 条に対する改正））。これは、情状等に応じた適切な処罰を可能にするために処罰等級を細分化したものである。

イ 個人情報保護法との処罰格差の解消

現行法には、ネットワーク運用の安全に関する一般規定に違反する場合に対して、①是正命令・警告等（一般処罰）と、②1 万元以上 100 万元以下の範囲における過料（是正・警告を拒否し又は情状が重い場合）が罰則として定められている。これに対し、本改正意見募集稿で追加された処罰類型である「違法行為があり、情状が特に深刻な」場合の罰則は、個人情報保護法⁸の処罰標準（「5,000 万元以下又は前年度売上高の 100 分の 5 以下の過料に処すること」及び「関連企業の董事、監事、高級管理職及び個人情報保護責任者に就任することを一定期間禁止すること」と同程度の処罰が定められている。現行法と比較すると「個人情報保護法」の方が厳格な処罰規定が設けられていたことから、本改正意見募集稿では、処罰等級を三段階として最も厳しい処罰内容に個人情報保護法と同程度の罰則を規定することにより、個人情報保護法との処罰格差を解消している（1 条（現行法 59 条～62 条に対する改正））。

⁸「個人情報保護法」の規定に違反して個人情報を取り扱う個人情報取扱者や、個人情報の取扱いにおいて同法に定める個人情報保護義務を履行していない個人情報取扱者について、66 条は 3 つの処罰措置を設けており、それは以下のとおりである。①個人情報を違法に取り扱うアプリケーションプログラムに対しては、サービス提供の一時停止又は終了を命じ、②情状が重いものに対しては是正を命じ、違法所得を没収し、併せて 5,000 万元以下又は前年度売上高の 100 分の 5 以下の過料に処し、さらに関連業務の一時停止、又は営業停止・整顿を命じ、関連主管部門に関連業務許可を取り消し、又は営業許可書を取り上げるよう通報することができ、③直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては過料に処するほか、さらにその者が関連企業の董事、監事、高級管理職及び個人情報保護責任者に就任することを一定期間禁止する旨を決定することができる。

中国最新法令 < 速報 >

(2) 企業に対する過料金額の引き上げ

違法犯罪活動に用いるウェブサイト、グループチャットを設立し又はネットワークデータを提供した企業に対する過料の上限が、現行法の 50 万元から 100 万元に引き上げられた (2 条 (現行法 67 条に対する改正))。

(3) ネットワーク安全法違反への個人情報保護法やデータ安全法に定める罰則の直接適用

ネットワーク運営者、ネットワーク製品又はサービスの提供者が、ネットワーク安全法における個人情報の収集、提供、削除、窃取に係る規定に違反した場合、本改正意見募集稿では、関連法律、行政法規の規定に基づいて処罰するとされている (3 条 (現行法 64 条に対する改正))。

また、現行法には、重要情報インフラ運営者 (以下「CIIO」という。) がネットワーク製品及びサービスの調達を行う際に安全審査義務を違反した場合、関連主管部門は、「調達金額の同額以上 10 倍以下」の過料に処すると定められている。本改正意見募集稿は、「調達金額の同額以上 10 倍以下」という処罰標準に加え、「CIIO の前年度売上高の 100 分の 5 以下の過料」という処罰基準を新設して、関連主管部門は、いずれかを選択できるとされた。さらに、本改正意見募集稿では、CIIO が安全評価を行わずに中国国外にネットワークデータを保存・提供する場合、関連法律、行政法規の規定に基づいて処罰するとされている (4 条 (現行法 66 条に対する改正))。

これらの改正は、ネットワーク安全法に違反した場合に、個人情報保護法及びデータ安全法に規定される罰則を直接に適用できるようにすることで、ネットワーク運営者、ネットワーク製品又はサービスの提供者及び CIIO に対する法的責任を統一することを企図している。

(4) 法律責任・処罰内容の詳細化

本改正意見募集稿では、電子情報又はアプリケーションの提供者やダウンロードサービス提供者がネットワーク安全法に定める安全管理義務、及びネットワーク運営者の苦情申立の受理・処理義務に違反した場合、過料や営業停止・整頓、ウェブサイトの閉鎖等の行政処罰を受けることを追記した (5 条 (現行法 68・69 条に対する改正))。

また、ネットワーク安全法に定める発表又は伝達が禁止されている情報を伝達する行為に対して、法律または行政法規に規定がない場合は正・警告 (一般処罰)、「是正・警告を拒否し又は情状が深刻」である場合の処罰及び「情状が特に深刻な場合」の処罰を追記して、個人情報保護法の処罰標準と平仄を合わせている (6 条 (現行法 70 条に対する改正))。

(全 6 条)

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「ビジネス環境のさらなる適正化及び市場主体の制度的取引コストのさらなる低減に関する意見」⁹

国弁発〔2022〕30号、国务院弁公庁 2022年9月7日公布

執筆担当：原 潔、水本 真矢、井村 俊介

市場主体、特に中小零細企業及び個人事業主の生産・経営における負担を軽減し、市場の活力を取り戻し、経済の回復・発展の基礎を強化するための重要な措置として、本意見が公布された。本意見は、これまで必ずしも法規に従った運用がなされていなかった分野について、政府が現状を認識したうえで、法規に沿った形での運用を徹底する点に主眼があると考えられ、今後の法執行における予測可能性が高まることが期待される。主要内容は以下のとおりである。

ア 隠れた参入障壁を取り除き、市場参入コストを低減すること（（一）～（五））

市場参入ネガティブリストによる管理の全面的な実施、工業製品管理制度の最適化、許可・届出の規範化、政府調達と入札の規範化、登記制度の継続的な見直しを行うとされる。特に、2022年10月末までに、全国統一の企業設立・変更登記規範及び審査基準を制定するとされ（五）、また、全国統一のクロスボーダーサービス貿易ネガティブリストの作成を推進するとされている（一）。

イ 罰金等企業関連の費用の徴収を規範化し、市場主体の経営負担を低減すること（（六）～（十））

政府、公共サービス、金融サービス及び業界団体の費用徴収を規範化し、また、物流サービスの料金の引き下げを後押しするとされている。特に、費用徴収項目の新設を法により厳格に管理し、強制的な費用割当、税金・費用の過度な徴収、減税又は費用低減措置の遮断等の行政による行為を厳しく取り締まるとされている（六）。

ウ 企業関連サービスの最適化を図り、市場主体の事務コストを低減すること（（十一）～（十六））

オンラインとオフラインのサービス能力の向上、投資と建設に関するプロジェクトの審査認可の継続的な最適化、クロスボーダー貿易サービスの最適化、納税サービスの向上、仲介サービスの継続的な規範化、企業優遇政策の仕組みの健全化を行うとされる。特に、統一の電子証明書・許可証データベースを構築し、電子営業許可証、電子契約及び電子署名等の運用を推進するとされ（十一）、また、2022年末までに、国内主要港における輸出入通関業務のオンライン処理を実現し（十三）、輸出税還付の全過程のペーパーレス化を推進するとされた（十四）。

⁹ 原文「关于进一步优化营商环境降低市场主体制度性交易成本的意见」

中国最新法令 < 速報 >

エ 公正な監督管理を強化し、市場主体の合法的權益を確実に保護すること（(十七)～(二十)）

正確かつ効果的な監督管理の実施、法執行の監督管理の規範化、公平な競争の保障、知的財産権の保護の継続的な強化を行うとされる。特に、市場主体による正常な生産・経営活動への妨害を低減し、市場監督管理、税収管理、輸出入等の領域でリスクに応じて信用区分毎に差別化した監督管理を実施し、また、安全生産、食品安全等の領域でオフサイトの監督管理を実施するとされた（十七）。

オ 行政権限を規範化し、市場主体の政策への期待を安定させること（(二十一)～(二十三)）

政策の制定・実施メカニズムの改善、行政の業務に対する信頼の構築、職権濫用行為の取締りを行うとされる。特に、行政権限の境界を画定し、法律法規の根拠なく市場主体の合法的權益を損なう政策を公布してはならず、また、国務院弁公庁は政府部門によりビジネス環境が損なわれる典型事例を適時に通知する¹⁰とされた（二十三）。

（全 23 項目）

2. 「ネットワーク情報部門行政法執行手続規定（意見募集稿）」¹¹

国家インターネット情報弁公室 2022 年 9 月 8 日公表、意見募集期限 2022 年 10 月 8 日

執筆担当：高 玉婷、宇賀神 崇

「ネットワーク情報部門行政法執行手続規定（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）¹²は、現行の「インターネット情報内容管理行政法執行手続規定」（2017 年 5 月 2 日公表）を改正するもので¹³、ネットワーク情報部門が行政処罰を実施の際の手続等を定めるものである（1 条）。

まず、本意見募集稿は、「ネットワーク安全法」「データ安全法」及び「個人情報保護法」を法的根拠として追加し（1 条）、ネットワーク安全、データ安全及び個人情報保護に係る行政法執行案件は、ネットワーク情報部門が管轄すると定めた（9 条）。

その上で、ネットワーク情報部門による行政法執行の権限について、①行政処罰の地域管轄（8 条）、②違法行為に関する証拠の調査取得（19 条～）、③事件関連コン

¹⁰ [中国政府網 > 国务院“互联网+督查” > 曝光台 \(http://www.gov.cn/hudong/ducha/baoguangtai.htm\)](http://www.gov.cn/hudong/ducha/baoguangtai.htm) をご参照。

¹¹ 原文「网信部门行政执法程序规定（征求意见稿）」

¹² 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、また、正式に制定されるまでは法的拘束力を有しないことに留意されたい。

¹³ 国家インターネット情報弁公室による「ネットワーク情報部門行政法執行手続規定（意見募集稿）」の意見公募に関する通知（2022 年 9 月 8 日）
http://www.cac.gov.cn/2022-09/08/c_1664174174624227.htm

中国最新法令〈速報〉

ピュータ、サーバー等の先行登記保存¹⁴（28条）、④個人情報保護案件における封印、差押え等の行政強制措置（32条）等の規定を設けている。

そして、法執行人員の回避制度の追加（7条）、聴聞案件の拡充・請求期限の延長（35条）、聴聞の公開（36条）等の措置を通じて、当事者の権利の保障の制度をさらに整備している。

その他、行政処罰の一事不再理（16条）、不処罰事由（33条3項）、重大な法執行決定の法制審査¹⁵制度（40条）等の規定を設けており、今後の動向が注目に値する。

（全56条）

3. 「情報安全技術 ネットワークデータ分類分級要求（意見募集稿）」¹⁶

全国情報安全標準化技術委員会 2022年9月14日公表、意見募集期限2022年11月13日

執筆担当：呉 馳、塩崎 耕平、井村 俊介

「情報安全技術 ネットワークデータ分類分級要求（意見募集稿）」¹⁷（以下「本意見募集稿」という。）は、国がデータの種別等級別保護制度を構築するという抽象的な内容を規定しているデータ安全法21条を踏まえ、かかる制度を遂行するための具体的な内容（データの分類・等級分けに関する基本原則・方法等）を定めるものである。なお、本意見募集稿の内容が正式に公布された場合であっても、国家推薦標準であるため、強制力を持つものではない。

まず、本意見募集稿は、業界主管部門がその業界におけるデータ分類分級標準規範を制定する際の参考となることに加え、各地方・各部門によるその地域・部門における分類・等級分けの業務、データ取扱者によるデータ分類・等級分けの業務の参考となる（1条）。

そして、データ分類のプロセスについて、データ取扱者は、①その業界分野を確定し、②業界分野におけるデータ分類ルールに従い、その業務運営において取扱うデータを分類し、③法令や主管部門による特別な管理要求のあるデータ類別がないかを確認し、④業界分野におけるデータ分類ルールでカバーされていないデータ類型については自身のデータ管理及び使用の必要性を組み合わせることでデータを分類するというプロセスで分類を行う（5.3条）。

最後に、データ等級の確定手順については、定量分析と定性分析を組み合わせることでデータの等級別要素を識別し、データの影響分析を行った上で、データの漏洩等があった場合の影響の対象と程度によってデータの等級を総合的に確定する（7条）。

¹⁴ 「行政処罰法」56条に定める証拠保全措置の一つ。

¹⁵ 法律職業資格を持つ者による審査をいう（「行政処罰法」58条参照）。

¹⁶ 原文「信息安全技术 网络数据分类分级要求（意见征求意见稿）」

¹⁷ 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性がある。

中国最新法令〈速報〉

データの等級確定に関する参考ルールは、以下の表のとおりである。

影響対象	影響程度		
	特に重大な危害	重大な危害	一般的な危害
国家安全	核心データ	核心データ	重要データ
経済運行	核心データ	重要データ	重要データ
社会安定	核心データ	重要データ	一般データ
公共利益	核心データ	重要データ	一般データ
組織利益、個人権益	一般データ	一般データ	一般データ

Ⅲ. その他の法令等一覧

2022年9月6日から2022年9月19日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

- 1. 「科学研究信用失墜行為調査処理規則」**
 （原文：科研失信行为调查处理规则）
 （科学技術部等22部門、2022年8月25日公布、同日施行）
- 2. 「動物検疫管理規則（改正）」**
 （原文：动物检疫管理办法（修订））
 （農業農村部、2022年9月7日公布、2022年12月1日施行）
- 3. 「インターネットポップアップ情報プッシュ配信サービス管理規定」**
 （原文：互联网弹窗信息推送服务管理规定）
 （国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、国家市場監督管理総局、2022年9月9日公布、2022年9月30日施行）
- 4. 「中央企業コンプライアンス管理規則」**
 （原文：中央企业合规管理办法）
 （國務院国有資産監督管理委員会、2022年9月16日公布、2022年10月1日施行）
- 5. 「『全国公共信用情報基本目録（2022年版）（意見募集稿）』、『全国信用失墜懲戒措置基本リスト（2022年版）（意見募集稿）』」**
 （原文：关于对《全国公共信用信息基础目录（2022年版）（征求意见稿）》和《全国失信惩戒措施基础清单（2022年版）（征求意见稿）》公开征求意见的公告）
 （国家發展改革委員会、2022年9月8日公表、意見募集期限2022年10月9日）

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』
開催日時 2023年1月17日(火) 13:30～16:30
講師 五十嵐 充、宇賀神 崇
主催 株式会社経営調査研究会

- セミナー 『Q&A で学ぶ中国「反外国制裁法」の影響と実務解説～ウクライナ情勢・米中対立のポイントを踏まえた日本企業の対応とは～』
開催日時 2022年10月28日(金) 14:00～16:00
講師 宇賀神 崇
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- 書籍 『中国のデジタル戦略と法 中国情報法の現在地とデジタル社会のゆくえ』(2022年11月刊)
出版社 株式会社弘文堂
著者 石本 茂彦(編著)、小野寺 良文(著)

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森塚真
姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立惠、張雪駿、沈暘、李昕陽、崔北妮、金春賢

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com